



2021年度 地域啓発活動助成

《追加》募集要項

1 趣旨

超高齢社会の進行により、わが国での医療・介護のニーズは変化し、これまでの病院中心の治療を主体とする医療体制から、地域を基盤とし生活を含む包括的支援を含む保健医療体制への転換が進んでいます。

本事業は、地域保健の推進を目的に、在宅看護を地域住民に周知し、正しく理解していただくための活動を支援します。

2 活動例（参考）

- 地域住民を対象に、地域における在宅/訪問看護の普及、健康意識の啓発を目的に集会を開催。
 - ・在宅訪問看護でできることの内容を周知
 - ・地域住民が自ら健康を考えるという意識改革の啓発
- 生活・療養・医療・介護・看取りを支えるための多職種連携強化やネットワーク作りの勉強会開催。
- 申請者の活動地域内での小規模な広報活動や事業所内や近隣の専門家を招いての研修会や講演会の開催。
※著名講師の招聘は不可

3 応募資格及び条件

- (1) 医療機関・大学・研究所・NGO/NPO 法人または在宅/訪問看護事業所において職務についている福祉・保健・医療従事者（看護師・介護職・福祉職）
※複数者が関与する際には活動代表者を指定して申請すること。
- (2) 活動実施後、速やかに活動報告書及び収支報告書を提出すること。
- (3) 同一申請者（団体・個人）への連続助成は原則として3回（3年）まで。ただし毎年審査選考を行うため、必ず連続して助成が得られるとは限らない。
- (4) 調査・研究に関する助成申請は「研究助成」へご応募ください。
- (5) 当財団理事、評議員等の関係者の応募はご遠慮ください。

4 助成期間

助成決定後～2022年2月28日

5 助成内容

- (1) 助成額：10万円以内 / 件
※選考において申請金額を査定により減額して助成決定を行う場合あり
- (2) 対象数：2件程度
- (3) 助成金の使途：活動に必要な経費 ※別掲の「費目一覧表」のとおり
- (4) 交付先：原則として、申請者個人名義の指定銀行口座
- (5) 交付時期：助成決定後（送金日は別途相談）

6 応募方法

- (1) Google フォームから申請していただきますので Google アカウントが必要となります。お持ちでない場合は事前にご用意ください。
※Google アカウントの作成 ↓
<https://accounts.google.com/signup/v2/webcreateaccount?hl=ja&flowName=GlifWebSignIn&flowEntry=SignUp>
- (2) Google フォーム <https://forms.gle/cSbe5qA6XwiqHoxDA> へアクセスし、必要項目に回答の上、
[A 申請書] [B 収支予算書] をアップロードしてください。
- (3) 上記様式は笹川保健財団ホームページ <https://www.shf.or.jp/>よりダウンロードください。

7 応募受付期間

受付順に審査・選考し、助成決定額が予定総額に達し次第、受付を締め切ります。

8 助成の決定

審査・選考の上、決定します。採択・非採択は決まり次第にメールでご連絡いたします。
後日、正式な決定通知を発行し、助成契約書を取り交わします。

9 問い合わせ

ご質問などございます場合は、必ずメールでお問合せください。
メールアドレス：community_health@shf.or.jp

以上

費目一覧表

科目	細目	用途	備考
謝金	活動協力者謝礼金	ある特定の用務の提供に対して、共同活動者以外の活動協力者からの協力・助言に対する謝礼	(1)活動者本人、所属施設・団体の職員に対しての支給は認められない。原則として給与形式は認められない。 (2)謝礼の支出にあたっては、所属機関の「諸謝金支給基準」及び表2を参考に実施すること。 (3)受領者には、所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう指導すること。
役務費	臨時雇人費	活動に直接必要な日々雇用の単純労務に服する者に支払う賃金等（試験検査、実態調査、実験補助、動物飼育補助、活動資料の集計・資料整理作業等）	(1)活動者本人、所属施設・団体の職員に対しての支給は認められない。 (2)1日8,300円(1日当たり8時間)を目途とする。 (3)受領者には、所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう指導すること。
会議費	会議費	活動に必要な会議等に要する経費（会議室利用料、付属機器利用料、茶菓子弁当代等）	(1)茶菓子弁当代は、1人1回1,500円を目途とする。 (2)酒類の支出、酒類を提供する場所での会議費は認められない。 (3)食事の支出は、食事時間帯を挟む長時間の会議のみとする。
旅費	活動、調査、会議等旅費	活動のため片道100kmを超える出張に伴う交通費、宿泊費、日当等	(1)所属施設・団体の長の出張命令に基づき出張の手続きをとること。 (2)旅費の支出は、当財団の活動課題による活動を実施する上で、必要な場合に限る。学会発表・出席のための支出はできない。 (3)旅費計算にあたっては所属施設・団体の「旅費規定」等によること。 (4)グリーン車、スーパーシートの利用は認められない。 (5)活動者が所属先へ通勤するための定期・回数券は支出対象外とする。 (6)自家用車を利用して移動する場合の経費は、1kmにつき37円を
交通費	交通費	在勤地内およびその近郊(片道100km未満)を電車・バス等を利用して活動を行う場合の経費	(1)片道100km未満の会議、事務連絡等の交通費。
図書費	図書費	活動に直接必要な図書	(1)活動助成金費目別支出簿(根拠欄)に題名を明記すること
消耗品費	消耗品費	活動に直接必要な消耗品（ガラス器具、現像料込のフィルム等）	(1)その性質が長期使用に適さないもの、および備品として整理しがたいものとし、原則備品は認められない。ただし判断に困る時は本財団に確認すること。
	動物の購入および飼料費	実験用動物の購入、および飼料費	(2)予算消化の為に大量購入は認められない。
	試薬品費	活動に直接必要な試薬品等の購入費	
印刷費	印刷費	資料の印刷、複写費、現像料等	(1)本活動助成の報告書の印刷製本費は原則として認められない。 (2)制作物を1部提出すること。
事務費	通信費	活動に直接必要な切手・ハガキ・電話料等	
	光熱水費	活動に直接必要な電気・ガス・水道料金等	
データ分析費	データ分析費	アンケート調査表集計、転記・解析、テープ起こし等	(1)共同活動者を含む関係者への費用は認められない。
雑費	雑費	各科目に該当しない科目、活動に必要な手数料(振込手数料等)	(1)証拠書類に支出理由を記入すること。 (2)所属先への間接経費が必要な場合は計上ください。

公益財団法人 笹川保健財団 事業部 地域保健

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 5階

E-mail : community_health@shf.or.jp